

新居浜市

概要版

# 次世代育成支援

## 行動計画

後期計画

子どもの目 親の目 地域の目 みんな輝き 未来につなぐまち



平成22年3月

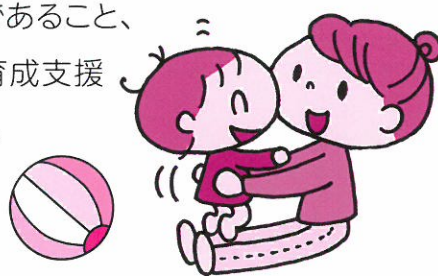
新居浜市

# 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子化が急激に進行しており、新居浜市においても、少子高齢化は進行しており、地域社会はもとより、市民生活のさまざまな面でも重大な影響をもたらしています。

子育て支援、また、更なる少子化対策として平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。この法律に基づき、子育て支援施策を包括的に取り組み、そして、推進するために平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定しました。

そして、前期計画の期間が終了し、後期計画の策定が必要であること、また、社会情勢等の変化に対応するため、「新居浜市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、子育て支援を進めていきます。



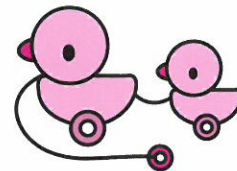
## 2 計画の位置付け及び期間

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画であるとともに、母子家庭及び寡婦自立促進計画、母子保健計画を包含した計画です。

また、「新居浜市長期総合計画」の児童福祉分野のひとつとして位置付けられるものです。また、計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間です。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
前期計画					後期計画				

## 3 計画の推進



本計画の推進にあたっては、市の関係部局をはじめ、関係する行政機関・子育て支援団体等と連携を図りながら取り組みます。

また、市民の意見を反映させるため、新居浜市次世代育成支援対策推進協議会において、各年度において本計画の実施状況の把握・点検を行い、その結果を公表します。その後の対策の実施や本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国の動向などにも的確に対応するよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

# 4 現状・課題への取り組みへ

総人口は減少傾向にあるとともに、3区分人口の「0～14歳及び15～64歳」が減少、「65歳以上」が増加傾向にあります。



## 現状・課題への取り組みへ

人口が減少  
子育て世代の減少  
少子化の進行

核家族化の進行による  
家庭の子育て力・教育力の低下

共働き家庭増加に伴う子育て支援サービスの充実  
・子育てしながら働きやすい環境づくり  
・ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる環境づくり

延長保育・休日保育など、保育サービスの充実  
多面的な子育て支援を進める

地域や企業など子どもにかかわる社会全体による  
包括的な次世代育成支援の取り組み



## 5 基本理念

次代を担う子どもは社会の宝です。

子育ての基本的責任は家庭にあるということを踏まえたうえで、安心して子どもを生き育てることのできる環境をつくり、子どもが育つ喜びとともに味わい、地域のつながりを深め、子育てする家庭を地域全体で支援するまちづくりをめざします。

基本理念

「子どもの目 親の目 地域の日  
みんな輝き 未来につなぐまち」



## 6 基本方針及び基本施策の取り組み

### (1) 子どもや母親の心身の健康づくり

ライフステージに応じて、すべての子どもの健やかな成長に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問等の充実を図ります。また、妊娠期からの健康支援、食育の推進、安心できる医療の整備等、親と子が健やかに育つ地域づくりについて関係機関が連携を図りながら取り組みを進めます。

- 子ども・母親への健康支援 (各健診の実施など)
- 食育の推進 (保育所・学校の給食の実施など)
- 安心できる医療の整備  
(休日夜間急患センター事業の運営など)



## (2) 子どもの豊かな心・知・体の育成

心・知・体の調和のとれた人間の形成をめざすためには、家庭と地域と行政が連携して子育て環境を充実させることが必要です。このため、学校教育の充実を図るとともに、公民館活動や各種講座により、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、次代を担う男女の社会生活に関する基礎知識の学習など、意識啓発を図ります。また、これから親となる若い世代に対して、心身の健全な成長を支援する思春期保健対策の充実を図ります。

- **次代の親の育成**（職場体験の充実など）
- **子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備**  
（郷土の歴史・文化の醸成など）
- **思春期保健対策の充実**  
（教育相談活動の実施など）
- **子どもを取り巻く有害環境対策の推進**  
（健全育成に関する啓発など）



## (3) 子育て家庭に対する支援

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割が最も重要です。核家族化等によって家族形態が変化している現在、家庭の子育て能力の低下が懸念されています。また、子育てと仕事を両立するため、多様なニーズが生じています。このため、子育て家庭に対する包括的な支援を行います。

- **家庭の教育力の向上**（公民館の家庭教育講座の実施など）
- **保育サービスの充実**（延長保育事業の推進など）
- **仕事と子育ての両立の推進**（職業生活・家庭生活相談の充実など）
- **障害・発達に遅れのある子どものいる家族への支援の充実**  
（発達支援の推進など）
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進**  
（母子・父子相談の充実など）
- **子育て支援事業に関する情報の発信**  
（子育て支援に関する情報の提供）
- **子育てに伴う経済的負担の軽減**  
（就学前医療費の助成など）



## (4) 地域における子育て支援

核家族化の進行により、育児への不安や負担を感じる人が増えています。一方、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する地域の見守りも希薄になっているといわれています。このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、すべての子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みが不可欠です。

また、行政のサービスだけでなく、地域の社会資源を活用し、地域における子育てを支援します。

- **地域の共育力再生の支援**  
(子育てサロン事業の充実など)
- **子育て支援のネットワークづくり**  
(子育て支援に関する窓口の一元化など)
- **地域における子どもの健全育成**  
(放課後子ども教室の実施など)



## (5) 子どもが育つ安全な環境づくり

子育て家庭にやさしいまちにするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる快適な都市環境を整備する必要があります。

今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

- **安全な道路・交通・その他の生活環境の整備**  
(公共施設のバリアフリー化など)
- **子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**  
(犯罪予防等に関する地域ネットワークの充実など)
- **児童虐待防止対策の充実**  
(要保護児童対策地域協議会の充実など)



# 7 計画体系図



基本理念

基本方針

基本施策

「子どもの目親の目地域の目みんな輝き未来につなぐまち」

## (1) 子どもや母親の心身の健康づくり

- 1 子ども・母親への健康支援
- 2 食育の推進
- 3 安心できる医療の整備

## (2) 子どもの豊かな心・知・体の育成

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## (3) 子育て家庭に対する支援

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 保育サービスの充実
- 3 仕事と子育ての両立の推進
- 4 障害・発達に遅れのある子どものいる家族への支援の充実
- 5 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 6 子育て支援事業に関する情報の発信
- 7 子育てに伴う経済的負担の軽減

## (4) 地域における子育て支援

- 1 地域の共育力再生の支援
- 2 子育て支援のネットワークづくり
- 3 地域における子どもの健全育成

## (5) 子どもが育つ安全な環境づくり

- 1 安全な道路・交通・その他の生活環境の整備
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 児童虐待防止対策の充実

# 8 後期計画における数値目標

事業の目標年度は、平成22年度(新待機児童ゼロ作戦の集中重点3か年の最終年度)、平成26年度(後期行動計画の最終年度)とします。

事業項目		単位	平成21年度	平成22年度	平成26年度
平日昼間の保育サービス					
通常保育事業(3歳未満児)	認可保育所	人	1,030	1,050	1,070
通常保育事業(3歳以上児)	認可保育所	人	1,722	1,651	1,651
夜間帯の保育サービス					
延長保育事業		人	122	122	<del>142</del> 132
		か所	15	15	<del>17</del> 16
夜間保育事業		人	0	0	10
		か所	0	0	1
トワイライトステイ事業		人	0	2	2
		か所	1	1	1
休日保育事業		人	0	0	10
		か所	0	0	1
乳幼児健康支援デイサービス事業		延人数	715	1,000	1,000
		か所	1	1	1
放課後児童健全育成事業		人	1,000	1,050	1,130
		か所	19	20	23
放課後子ども教室		人	6,500	6,359	6,359
		か所	7	7	7
一時預かり事業	延利用者数	人	3,600	3,600	6,750
	保育所型	か所	2	2	2
地域子育て支援拠点事業		か所	3	3	7
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1	1
ショートステイ事業		か所	2	2	2

概要版

## 新居浜市 次世代育成支援行動計画

後期計画

発行・編集：新居浜市役所福祉部児童福祉課  
〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号  
Tel:0897-65-1242 Fax:0897-37-3844 E-mail: jidou@city.niihama.ehime.jp

